

石垣市計画相談支援等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）の円滑な実施を促進することにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、計画相談支援等を実施する事業者に対し、相談支援専門員の雇用に要する費用の一部を予算の範囲内において、補助金を交付することについて、石垣市補助金等交付規則（平成6年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援をいう。
- (2) 障害児相談支援 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。
- (3) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、計画相談支援等を実施する事業者で、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業の指定又は児童福祉法第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業の指定を受けている者とする。
- (2) 石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団ではなく、又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、計画相談支援等の実施に伴う相談支援専門員に係る人件費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、常勤換算方法により算出した相談支援専門員の員数（その数に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）1につき月額100,000円又は補助の対象経費に実支出額から、サービス利用支援等の報酬及び寄附金、その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が定める期日までに石垣市計画相談支援等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、石垣市計画相談支援等推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定後に申請の内容を変更する場合は、石垣市計画相談支援等推進事業補助金申請事項変更等届（様式第3号）により行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助事業が完了した日から30日以内又は事業実施に属する年度の末日のいずれか早い日までに石垣市計画相談支援等推進事業補助金実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の精査及び必要に応じて調査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、石垣市計画相談支援等推進補助金額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 補助金の請求は、石垣市計画相談支援等推進事業補助金交付請求書（様式第6号）により、概算交付に係る請求をするときは、石垣市計画相談支援等推進事業補助金概算払交付請求書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項による概算払の方法で補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき（事業

の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに石垣市計画相談支援等推進事業補助金概算払精算書(様式第8号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前項の返還の期限は、当該命令がなされた日から30日以内とする。

(見直し)

第13条 本要綱は、施行後5年以内にその効果検証を行い、継続の妥当性について判断し、所要の措置を講じるほか、補助金の交付対象額、申請手続等について、実情に即した適切な運用がなされるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、石垣市計画相談支援等推進事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。